

第6号議案 CCT東亜規約改定案の概要

項 目	条 項	改 定 案 の 概 要
入会金及び会費	第7条	現行の親子割を、親子祖父母割とあらためる。
休 会	第10条	一時的に活動を停止する申し出あった場合は、事情聴取の上、会費入金済みの場合のみ、期間内に限り休会を認める。これ以外の場合は退会届徴求の上退会手続きをとる。
総会の議事録	第26条	議事録には、選任された議事録署名人2名が所定の欄に自署しなければならない。
総会の開催	第29条	1.開催日の5日前までに、運営委員及び監事対し、議題記載の通知と出席依頼する文書を送付しなければならない。
		2.開会の定足数を過半数と定める、又欠席者は所定の様式で欠席及び議決の委任者を届けることとする。
運営委員会の議事録	第33条	出席者数の記載を定め、議事録署名人2名が自署することを定める。
重要文書の保管	第42条	当クラブの文書は、「文書保管に係る事務細則」により管理保存することを定める。